

## ○許可の基準（個別基準）

### 1 自家広告物

自家広告物とは：自己の氏名、名称、店名、商標又は事業・営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所、作業所に掲出するもの（条例第8条第2項第1号）

区分	広告物の種類	許可地域（7ページ）	禁止地域（3ページ）
自家 広告物	野立広告物	○表示面積 1基につき50㎡以下 ○高さ 1.5m以下 [規則別表第二中二 1(一)参照]	○表示面積 1事業所等あたり合計50㎡以下 ○その他の基準 広告物の種類に応じて、左欄の基準を満たすこと
	屋上広告物	○個数 1つの建築物につき1個 (堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし) ○表示面積 20㎡以下 (堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし) ○高さ 地表から広告物掲出箇所までの高さの2/3以下 [規則別表第二中二 2(一)参照]	
	壁面広告物	○表示面積(次の2つとも満たすこと) ・1個30㎡以下 (堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし) ・同一壁面に掲出される表示面積の合計がその同一壁面面積の1/2以下 [規則別表第二中二 2(二)参照]	
	突出広告物	○個数 1壁面につき1個 (堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし) ○表示面積 1個20㎡以下 (堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし) ○下端の高さ ・歩道上にあつては地表から2.5m以上 ・車道上にあつては地表から4.7m以上 ○道路上への出幅 1m以下 [規則別表第二中二 2(三)参照]	
	許可申請	○許可申請が必要 ○ただし、1事業所等あたり合計10㎡以下のものについては、許可申請不要 [別表第一中二参照]	[規則別表第二中三 1参照]

※「規則別表」とは、岐阜県屋外広告物条例施行規則の別表を示します。

## 2 案内用広告物、道標等

案内用広告物とは：自己の住所、事業所、営業所又は作業所を知らせるため、その付近に掲出するもの（条例第8条第4項第2号）

道標等とは：道標、案内図板その他公衆の利便に供する広告物（条例第8条第4項第1号）

区分	広告物の種類	許可地域（7ページ）			禁止地域（3ページ）
		道路及び鉄道で知事が指定する区域（別表7（23～31ページ）参照）		左の区域外	
		用途地域内	用途地域外		
案内用 広告物 道標等	野立広告物	○表示面積 1面20㎡以下 合計20㎡以下 ○高さ ・広告塔 1.5m以下 ・その他 1.0m以下  [規則別表第二中二1(二)(1)参照]	○表示面積 1面4㎡以下 合計8㎡以下 集合看板 1面20㎡以下 合計40㎡以下 ○高さ 5m以下  [規則別表第二中二1(二)(2)イ参照]	○表示面積 1面20㎡以下 合計40㎡以下 ○高さ ・広告塔 1.5m以下 ・その他 1.0m以下  [規則別表第二中二1(二)(3)参照]	○表示面積 1面2㎡以下 合計4㎡以下 集合看板 1面10㎡以下 合計20㎡以下 ○高さ 野立広告物のみ5m以下 ○その他の基準 広告物の種類に応じて、左の基準を満たすこと
	屋上広告物	○個数 1の建築物につき1個 (堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし) ○表示面積 20㎡以下 (堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし) ○高さ 地表から広告物掲出箇所までの高さの2/3以下 [規則別表第二中二2(一)参照]			
	壁面広告物	○表示面積（次の2つとも満たすこと） ・1個30㎡以下 (堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし) ・同一壁面に掲出される表示面積の合計がその同一壁面面積の1/2以下 [規則別表第二中二2(二)参照]			
	突出広告物	○個数 1壁面につき1個 (堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし) ○表示面積 1個20㎡以下 (堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし) ○下端の高さ ・歩道上にあつては地表から2.5m以上 ・車道上にあつては地表から4.7m以上 ○道路上への出幅 1m以下 [規則別表第二中二2(三)参照]			
許可申請	○案内用広告物は、すべて許可申請が必要 ○道標等は、2㎡以下のものについては、許可申請不要[規則別表一中四参照]				

### 案内用広告物、道標等のその他の基準

（許可地域内の「道路及び鉄道で知事が指定する地域」の「用途地域外」及び「禁止地域」に掲出する場合）

※上表の網掛け部分の場合

ア 施設、事業所等への案内誘導を目的とするものであること

イ 表示内容は、名称、方向、距離等の案内誘導を行うのに必要最小限の事項を表示するものであること

ウ 動光、点滅照明、ネオンその他これらに類するものを使用しないこと

[規則別表第二中二1(二)(2)イ・規則別表第二中三2参照]

※「規則別表」とは、岐阜県屋外広告物条例施行規則の別表を示します。

### 3 その他の広告物（自家広告物、案内用広告物に該当しないもの）

区分	広告物の種類	許可地域（7ページ）		禁止地域（3ページ）	
		道路及び鉄道で知事が指定する区域（別表7（23～31ページ）参照）			左の区域外
		用途地域内	用途地域外		
その他の 広告物	野立広告物	○表示面積 1面20㎡以下 合計40㎡以下 ○高さ ・広告塔 1.5m以下 ・その他 1.0m以下  [規則別表第二中 二1(二)(1)参照]	○表示面積 1面20㎡以下 合計40㎡以下 ○高さ 広告塔1.5m以下 その他1.0m以下 ○指定路線からの 距離30m以上 ○広告物相互距離 50m以上 ※現地確認必要 高速道路・新幹 選路線の両側 500m以上1000m 以内の区域は 300m以上 [規則別表第二中二 1(二)イロ参照]	○表示面積 1面20㎡以下 合計40㎡以下 ○高さ ・広告塔 1.5m以下 ・その他 1.0m以下  [規則別表第二中 二1(二)(3)参照]	不 可
	屋上広告物	○個数 1つの建築物につき1個（堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし） ○表示面積 20㎡以下（堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし） ○高さ 地表から広告物掲出箇所までの高さの2/3以下 [規則別表第二中二 2(一)参照]			
	壁面広告物	○表示面積（次の2つとも満たすこと） ・1個30㎡以下 （堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし） ・同一壁面に掲出される表示面積の合計がその同一壁面面積の1/2以下 [規則別表第二中二 2(二)参照]			
	突出広告物	○個数 1壁面につき1個（堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし） ○表示面積 1個20㎡以下（堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし） ○下端の高さ ・歩道上にあつては地表から2.5m以上 ・車道上にあつては地表から4.7m以上 ○道路上への出幅 1m以下 [規則別表第二中二 2(三)参照]			
許可申請	○すべて許可申請が必要 ※管理用広告物は下表のとおり。				

#### 管理用広告物の許可申請

○ 管理上の必要により自己の管理する土地又は物件に掲出するもの（条例第8条第2項第2号）

	許可地域	禁止地域
表示面積が1個2㎡以下	許可申請不要[規則別表一中三参照]	許可申請不要[規則別表一中三参照]
表示面積が1個2㎡超	許可申請必要(上の表の許可基準)	不可

※「規則別表」とは、岐阜県屋外広告物条例施行規則の別表を示します。